

第18回小児がん拠点病院連絡協議会
2023年6月28日（水）14：00～17：00

小児がん相談支援事業について

国立成育医療研究センター 小児がんセンター 富澤 大輔

相談支援部会長の選出について

（部会の構成）

第3条 部会は、小児がん拠点病院の小児がん相談支援に携わる相談員によって構成する。

2 部会の会長は、小児がん拠点病院の中から選出する。

（部会の開催）

第4条 部会は、会長が必要に応じ招集する。

2 部会の議長は、会長とする。

3 会長は、必要に応じて審議事項に関係ある者に出席を求めることができる。

相談支援部会への患者団体等の参加について

IV 小児がん中央機関の指定について

3 厚生労働大臣が指定する小児がん中央機関は、拠点病院を牽引し、全国の小児がん診療の連携体制を整備し、医療及び支援の質を向上させるため、小児がん拠点病院連絡協議会の議論を踏まえ以下の役割を担うものとする。

(1)小児がん及びAYA世代で発症するがんに関する相談支援の向上に関する体制整備を行うこと。また、小児がん患者・経験者の発達段階に応じた長期的な支援のあり方について検討すること。

(6)小児がん診療、相談支援や治験等に携わる者の育成に関する国内の体制整備を行うこと。

(8)小児がん患者がその成長等に伴い全国どこに移住したとしても、切れ目ない長期フォローアップを受けることができる体制の整備を行うこと。

(9)(1)から(8)の業務にあたっては、**患者、家族及び外部有識者等による検討を踏まえて行うこと。**

健発0801第17号 令和4年8月1日
小児がん拠点病院等の整備に関する指針

相談支援部会への患者団体等の参加について

I 小児がん拠点病院の指定について

3 拠点病院は、地域における小児がん診療のさらなるネットワーク化をすすめ、適切な連携のもと小児がん医療及び支援を提供するため、地域ブロック協議会を設置し、その運営の中心を担うこと。地域ブロック協議会においては、拠点病院の他、地域における小児がん診療及び支援を担う者、行政、**患者団体等の関係団体にも積極的な関与を求め**、次に掲げる事項について協議し実行すること。また、拠点病院の管理者はその役割を果たす責務を負っていることを十分に認識し、関係者に対して必要な支援を行うこと。

(9)当該地域ブロックにおける**相談支援の充実のために**、地域ブロック協議会において相談支援に携わる者の連携する場(相談支援部会等)を設け、研修や情報収集等を含め小児がん連携病院等との連携体制を整備すること。

健発0801第17号 令和4年8月1日
小児がん拠点病院等の整備に関する指針